

令和4年度 第11回大島区地域協議会 次第

日 時：令和5年2月22日（水）

午後2時から

場 所：大島就業改善センター

3階 大会議室

1 開 会

2 報 告

(1) 「大島大山広場の廃止について」の答申に対する通知について 資料No.1

(2) 「大島あさひ荘の廃止について」の答申に対する通知について 資料No.2

(3) 地域独自の予算の事業一覧について 資料No.3

(4) 小海の池のトイレの無償譲渡について 資料No.4

3 その他

(1) 第12回地域協議会の開催日について

【開催日：3月10日（金）、開催時間：午後2時から】

4 閉 会

上施第3070号
令和5年2月6日

大島区地域協議会
会長 丸田新一様

上越市長 中川幹太
(産業観光交流部施設経営管理室)



大島大山広場の廃止について（通知）

令和5年1月18日付けで答申のあった諮問第109号：大島大山広場の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、大島大山広場を廃止することとし、令和5年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

なお、施設の除却については、老朽度や損壊具合等を総合的に判断して計画的に進めることとしており、大島大山広場については、今後の状況を踏まえ、除却に係る検討をまいります。

上施第3069号
令和5年2月6日

大島区地域協議会
会長 丸田新一様

上越市長 中川幹太
(産業観光交流部施設経営管理室)



大島あさひ荘の廃止について（通知）

令和5年1月18日付けで答申のあった諮問第110号：大島あさひ荘の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、大島あさひ荘を廃止することとし、令和5年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

なお、施設の除却については、速やかに実施すべく、所要の予算措置を講じてまいりたいと考えております。

令和5年度地域独自の予算 大島区事業一覧表

No.	事業名	提案団体	実施主体	目的及び概要	予算額 (千円)	歳出科目	
						事業名	課名
1	あぜ道ほたる・夢灯りinほたるの里事業	大島地区 振興協議会	大島地区 振興協議会	地域住民が地域行事に参加して交流する（関わる）ことで、地域コミュニティの衰退を防ぐとともに、関係人口の増加につなげるため「あぜ道ほたる・夢灯り」及び「“自然よ輝け、ほたるの光で”音楽ライブ」を実施する。	550	地域 振興事業	自治・地 域振興課
2	地域の宝を活かした「薬師Re:Project」地域活性化事業	細越平生会	細越平生会	区の交流・関係人口の更なる拡大を図るため、地域の宝に認定された薬師山道をいかして、山頂付近に絵画を展示する「ブナの森美術館」や雪原にろうそくを灯しデイキャンプが楽しめる「ユキノアカリ」を開催するなど、「ココでしかできないコト」を創り出す。	1,140	観光振興 対策事業	観光交流 推進課
計			2件		1,690		

※令和5年度予算は、令和5年第2回（3月）上越市議会定例会での議決をもって成立します。

小海の池のトイレの無償譲渡について

○ 市の対応方針

小海の池トイレは、市町村合併当時（平成17年）から観光施設として使用しておらず、今後も活用計画のないことに加え、地元の板山町内会が地域振興に活用したいとの意向を示していることから、当該施設を同町内会に無償譲渡する。あわせて、市有地である建物敷地は板山町内会へ無償貸付とする。

（無償譲渡の理由）

市に活用計画のない施設を地元の町内会が地域振興に活用するため。

※小海の池トイレは、旧大島村から上越市に建物を行政財産として引き継いだり、使用料徴収を伴わない施設であったため、条例は制定していない。このため、地域協議会への諮問は行いません。

1 施設の概要

- (1) 所在地：大島区板山 752 番地 4
- (2) 設置年月：平成9年11月21日
- (3) 建物：【トイレ】 木造2階建て 延床面積41.40㎡ 平成9年建築
1階男子トイレ 小2 洋1 女子トイレ 洋1 2階物置
- (4) 整備費用：16,950千円

2 使用状況等

- ・農業用ため池である小海の池では、「小海の池を守る会」による鯉釣り大会等のイベントが昔から開催され賑わっていた。
- ・旧大島村では小海の池を地域の観光スポットとするため、池の周辺に遊歩道や駐車場、トイレを平成9年に整備した。
- ・その後、地域の活力低下等によりイベントの開催がなくなり、地元の板山町内会関係者以外で小海の池を訪れる人はおらず、小海の池のトイレの利用もなくなったため、平成17年の合併当時から休止状態となっている（維持管理費の支出なし）。
- ・市では、今後も施設を活用する計画がないため、毎年小海の池周辺の草刈と合わせ、施設周りの草刈を自主的に行っていた板山町内会と施設の在り方について協議してきた。

3 地元との協議経過等

令和3年6月	小海の池の現状を地元の板山町内会から聴取し、トイレが使用されていないことと、毎年、池周辺の草刈を町内会で実施していることを確認した。
令和4年5月	市で今後の施設の在り方を検討した結果、今後も活用計画がないため除却の方向で検討を開始した。
10月	トイレの現状を板山町内会に再度確認。市では、将来的に除却を検討していると説明したところ、「除却するのであれば、無償譲渡を条件に板山町内会で地域振興に活用したい」との意向が示された。
12月	板山町内会に今後の活用方法等を確認するとともに、譲渡に向けた条件等について協議。板山町内会からトイレを無償譲渡することについて了解を得た。

4 建物無償譲渡の条件

- (1) 建物は現状のまま譲渡する。なお、譲渡後5年間は、施設を処分しないこと。
- (2) 土地は譲渡しない(無償貸付)。
- (3) 建物は町内会が行うイベント等(町内会が構成員・支援団体となるイベント等を含む)に使用するものとする。

5 無償譲渡後の施設の活用について

- (1) 板山町内会や地元諸団体がイベント等を開催し、地域振興に寄与する中で施設の活用が図られるものと期待できる。
 - 小海の池を守る会（板山町内会）
 - ・年3回の草刈等の環境美化活動
 - ・イベントの開催（用水溜の管理に合わせた鯉釣り大会など）
 - 上越やまざと暮らし応援団
 - ・体験イベントの開催（R3年度は林間体験を実施）
 - 旭地区協議会
 - ・庄屋の家宿泊体験での活用
 - 里山イノベーション研究会
 - ・ぶなの森を活かした地域の里山資源として活用

6 今後のスケジュール

- | | |
|--------|--------------|
| 令和5年2月 | 無償譲渡に係る仮契約締結 |
| 3月 | 無償譲渡について議会提案 |
| 4月 | 財産処分（建物譲渡） |

【小海の池トイレ】

